

ダンプ車に備える 積載物の飛散を防止するための 装置について

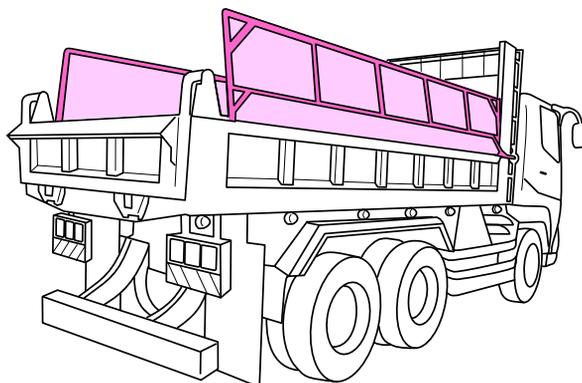
専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定しました。

当該規定については、平成29年4月以降に製作された自動車に装着するものから適用しますので、お知らせします。

【要件の概要】

- (1) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。
- (2) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。
- (3) 煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。
- (4) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
- (5) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。 ※詳細は審査事務規程参照のこと

※ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものには、(1) から (3) までの要件を満足するものであればよい。



※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程7-49及び8-49をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。